

裁判員制度における人権侵害の落とし穴

鹿児島高齢者夫婦殺害事件を題材に

木村 朗*

目次

はじめに

1. 裁判員制度導入までの不可解な経緯
2. 裁判員制度の本質的特徴と問題点
3. 鹿児島高齢者夫婦殺害事件の裁判員裁判での無罪判決と幻の死刑判決について
4. 裁判員制度の大幅見直し（廃止を含む）は喫緊の課題
国家統制強化の流れの中で何を選択するべきか

はじめに

裁判員制度が一昨年（2009年）5月1日に導入されてからすでに1年半が過ぎ、最近では死刑求刑がなされて死刑判決が出される事例が相次いでいる。死刑が求刑されたのは5人で、うち4人は起訴事実を争わなかったため、公判の焦点は量刑判断だけとなり、少年1人を含め3人が死刑、1人が無期懲役だった。その残りの一人が鹿児島での高齢者夫婦殺害事件であった。これまでと違ってこの裁判員裁判では、検察側の死刑求刑に対して被告・弁護側が全面否認・無罪を主張して争うという異例のかたちで公判が展開され、最終的に2010年12月10日に死刑求刑の裁判員裁判で初めての無罪判決が出された（その後、検察側が「事実認定に一部間違いがある」として控訴）。この全国的に注目を集めている鹿児島での裁判員裁判では、裁判員制度と死刑制度の関係など、裁判員制度のはらむ様々な矛盾

* きむら・あきら 鹿児島大学法文学部教授

が露呈しており、このことから今後の裁判員制度のあり方を考える上での試金石ともなっている。

そこで本稿では、本当に無罪推定原則の徹底と冤罪・誤判防止につながるのか、また国民の司法参加がはたして民主主義の拡充になるのか、など裁判員制度導入の経緯とその狙い・問題点を現在の時点であらためて検討するとともに、鹿児島での老夫婦殺害事件を題材に、裁判員制度と死刑制度の関係、今後の裁判員制度のあり方についても考察することにした。

1. 裁判員制度導入までの不可解な経緯

裁判員制度が成立するまでの経緯で不可解なのは、陪審員制度の復活・実現を長年追求し続けてきたはずの日弁連が、ある時点から裁判員制度の導入に転換・同調したことである。裁判員制度が衆参両院で超スピード審議で与野党一致で採択されたという驚くべき経緯もこうした日弁連の姿勢と無関係ではあるまい。また当時、年次改革要望書などを通じた米国の圧力や財界の意向を背景に、規制緩和路線の一環としての米国型訴訟社会の導入を前提とするロースクール創設や、裁判の迅速化を優先課題とする司法改革が推進され、その重要な目玉として、公判前整理手続きを含む裁判員制度導入に帰結したという事情も注目される。

裁判員制度は、1999年6月に内閣に司法制度改革審議会が設置され、司法制度全般にわたる検討・議論が行われ、2001年6月には意見書という形で内閣(小泉政権)に提出された。そこでの裁判員制度設置の提言を受けて、2004年3月に裁判員法案が国会に提出され、わずか3ヶ月弱の超スピード審理で同年6月に成立している。驚くべきは、ほとんど法案内容の実質的な集中審議がなされなかったばかりでなく、何と衆参両院で全会一致で可決、成立していることだ。野党が法案に“無条件で”賛成した背景には、法案内容が骨格のみであったこともあるが、日弁連が裁判員制度を積極的に推進していたことが大きかったといえよう(特に、中坊公平氏/

元日弁連会長がそこではたした役割は大きかった）。つまり、野党は裁判員制度への明確な問題意識・理解を欠いたまま、国民の司法参加は民主主義の発展に通じるとの大義名分を、そのまま鵜呑みにする形で裁判員制度導入を受け入れたというのが実情であったのではないだろうか。

また当時、「年次改革要望書」などを通じた米国の圧力を背景に、財界などが中心になって規制緩和路線の一環としての米国型の訴訟社会導入を前提とするロースクール創設や、裁判の迅速化と期間の短縮化を柱とする刑事裁判の改革も含めた司法改革全体が推進されようとしていた事情も見逃すことはできない¹⁾。

それでは、なぜ日弁連は裁判員制度を支持することになったのだろうか。日弁連はもともと戦前の日本で一時期実施され現在も法律にある陪審員制の復活を一貫して支持していた。つまり、同じ国民の司法参加でも、今回導入されることになった有罪・無罪の決定だけでなく量刑も判断する裁判員制度ではなく、有罪・無罪の判断のみを行う陪審員制度が望ましいというのが当初の日弁連の立場だったはずである。それが最高裁や法務省・最高検察庁などとの法曹三者の会議での話し合いや政府・審議会との交渉・接触などで、いつの間にか裁判員制度に賛成するようになったのである。

その裁判員制度をめぐるでも、裁判員と裁判官の数・比率（裁判官2人：裁判員6人、あるいは裁判官2人：裁判員9人を求める市民の声あり）や、対象となる裁判（刑事裁判、それも重大な刑事裁判のみではなく、民事裁判・行政裁判への適用を求める市民の声多し）、任意捜査段階からの全面的可視化、弁護人の立ち会い同席権の実現などについても、被告の権利を擁護するための当然の要求を最後まで貫き通さずに、最終的には妥協して応じている²⁾。

こうした日弁連の対応は、（たとえ苦渋の決断であったとしても）きわめて不可解である。またこうした疑問は、日弁連が当時の保岡興治自民党衆議院議員（自民党司法制度調査会長・元法務大臣）にパーティー券76万円分の購入という形で、平成13年に政治献金をしていたという事実³⁾や、

日弁連の宮崎誠会長が2008年8月20日に、「裁判員制度施行時期に関する緊急声明」を出して、あくまでも当初決めたスケジュール通りの今年5月21日からの完全施行を強い調子で求めていることとも合わせて考えると疑問はさらに深まる。

また、それ以上に不可解に思われるのが、最高裁の対応だ。最高裁は、現行の司法制度そのものに大きな問題点はないという基本認識を持っており、また、専門家ではない素人の国民の司法参加には当初から消極的というよりも積極的反対の立場であった。

しかし、「裁判の迅速化」を旗印にある時点から方針を転換した。最高裁は、平成12年9月12日の司法制度改革審議会で、「陪審制、参審制を採用する国では、憲法上これを保障又は許容する旨の規定が置かれている国が少なくない。しかし、わが国の憲法では、司法権の担い手としての裁判官について身分保障等の詳細な規定が置かれている一方、陪審制、参審制を想定した規定はなく、果たしてこれが憲法上許されるかどうか問題である」とし、「陪審制について憲法問題を回避するためには、旧陪審のように陪審員の事実認定に裁判官に対する拘束力を認めない形態のものが考えられるであろう。また、参審制について憲法上の疑義を生じさせないためには、評決権を持たない参審制という独自の制度が考えられよう」と述べていた⁴⁾。しかし最高裁は、その後なぜかこの問題に沈黙して審議会の裁判員制度の提案に同調するという不可解な経緯があった。なお、法務省・最高検察庁は当初から裁判員制度を積極的に推進する立場だが、捜査・取り調べを協力して行う警察庁とともに、日弁連や市民団体が要求している取り調べの全面的可視化には今も否定的で、ガラス張りの取調室や部分的可視化で十分対処可能との主張を崩していない。この点に関連して、法務・検察・警察が裁判員制度を容認した理由は、市民参加＝迅速化という名目によって、「彼等が従来から望んでいたが、できなかった捜査と公判活動での“有罪獲得のための効率化”を獲得できると判断したからだ」という五十嵐二葉弁護士指摘は注目に値する⁵⁾。

裁判員制度の意義・目的は、「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」（裁判員法第1条）とされているが、ここで以下、法曹三者の責任ある立場にある最高裁事務総長、検事総長、日弁連会長の見解がどんなものであるかを見てみる⁶⁾。

大谷剛彦・最高裁事務総長

[先進国には陪審制や参審制などの制度があり、支持を得ている。国民が参加することで裁判は分かりやすくなり、透明さや公正さが高まるし、国民の良識が反映されることで判決は納得行くものになると思う。参加体験が浸透すれば、国民が司法への責任を分担するという意識を持つようになり、司法は国民に定着する]

但木敬一・検事総長

[犯罪被害者や遺族の人たちが「司法は私たちの気持ちをくみ取っていない」という声を上げ、プロ任せでいいのかという問題が生じた。刑事裁判はお上任せの最たるものだが、それを担う裁判官、検察官、弁護士への信頼は残っている。その伝統を継承し、さらに国民を入れることで、もっと素晴らしい刑事裁判になるのではないか]

宮崎 誠・日弁連会長

[裁判所は、多数の有罪事件を処理する中で、有罪判決が当たり前になり、自白を取るために検察が容疑者を長期拘束していると思いつつも、検察に甘い見方に陥りがちだった。これを断ち切るには、国民が裁判に直接参加し、本来の原則である「無罪推定」を徹底させるシステムが必要だった。国民には負担をかけるが、ぜひ、協力してほしい]

ここには、これまで述べたような法曹三者それぞれの思惑がよく現れている。特に、「国民が司法への責任を分担するという意識を持つように」

なる(大谷氏・裁判官),「もっと素晴らしい刑事裁判になる」(但木氏・検察官),「本来の原則である“無罪推定”を徹底させるシステムが必要だった」(宮崎氏・弁護士)という法曹三者トップの言葉に注目する必要がある。その中でも、宮崎氏は先に触れた緊急声明の中で「捜査も裁判も官のみが行う状況ではチェックが働かず、一向に冤罪はなくなるのです」との認識を披露している。しかし、問題は、裁判員制度が本当に“無罪推定”原則を徹底させ、冤罪をなくすシステムになるかどうかという点である。筆者は裁判員制度への「公判前整理手続」導入)によって冤罪を新たに生み出す危険性があると考えており、こうした楽観的な認識・評価には大きな疑問がある。

最後に世論の動き、すなわちメディアの報道と国民の反応はどうだったであろうか。多くのメディアは、法案審議の過程では裁判員制度の必要性や意義・目的について表面的な報道に終始し、法案成立後には肯定的立場で裁判員制度を紹介・解説してきた。また、一般の国民は自分たちの知らないうちにトップダウンで決定された裁判員制度の強制に戸惑い、世論調査などでは消極的反対も含めれば約8割の人々が反対の意思表示をしていた。また裁判員制度導入が近づくにつれ、その深刻な問題点が浮き彫りになり、地方の弁護士会や市民団体などが活発な反対・見直し運動を開始し、野党の中でも裁判員制度導入の延期・凍結と見直しの声・動きがようやく出始めていたのだが、メディアはなぜかこうした動きを無視するかのよう

にほとんど報道しなかったのである。そして、法曹三者は、国民への宣伝教化など裁判員制度導入に向けての環境整備に巨額の税金(最高裁と法務省が裁判員制度の広報活動に使った予算は平成18年度だけで最高裁13億円、法務省3億円であり、日弁連も同じく2400万円の費用を使ったという)を投入して、一昨年5月21日からの裁判員制度を予定通りに強行実施するにいたったのである。

このような巨費を投じた最高裁の広報活動は、裁判員法附則二条一項に基づくとされる。しかし、重大な憲法違反との疑義が出されている裁判員

制度の違憲性の有無を判断しなければならない立場にある最高裁までもが、そのような広報活動を積極的に担ったということ自体に大きな疑問がある。

2. 裁判員制度の本質的特徴と問題点

裁判員制度の最大の問題は、冤罪・誤判を生じさせる現在の日本の刑事司法・刑事裁判が抱える深刻な構造的欠陥を是正するのではなく、むしろそれを助長する恐れが強いということである。その理由は、最近の刑訴法の改正によってすでに導入されている公判前整理手続というやり方では、これまでの弁護活動で用いられてきた無罪獲得のさまざまな手段や方法が使えなくなるばかりでなく、それに代わる有効な方策・対抗手段も見つからないということだ。つまり、第1回公判が始まる前の段階で争点整理が強行される公判前整理手続では、被告人・弁護人側は原則的に初期段階でその全て証拠の証拠調請求をさせられあるいは自らの主張・立証の前倒しを要求されるが、その一方で検察側が握っている全ての証拠（特に被告人・弁護人側に有利な証拠）の開示を完全に行う保障がないため（逆に違法収集証拠を開示する可能性もあるため）、結果的に被告人・弁護側の防御活動が著しく困難になることは明らかであると思われる。また、裁判官がこの公判前整理手続に参加することによって予断排除の原則が形骸化することも大きな問題だ⁷⁾。そして、法曹三者だけの密室での協議で秘密裏に行われる公判前整理手続は、被告人の公開の裁判を受ける権利を侵害するものであり、まさに戦前の予審制度の復活に他ならないといえよう。

何よりも戦慄すべきことは、世界の先進国ではきわめて稀な死刑制度が存置されたまま、裁判員裁判（裁判員制度とその運用）が異論を排除・封印する形で強行実施されていることだ。こうした事態は、裁判員裁判で増加することさえ懸念・想定されている冤罪・誤判による死刑判決の決定に一般市民が否応なく加担させられるという、悪夢のような過酷な結果を招くことも充分あり得ることを意味している。これがいかに一般市民である

裁判員にとって耐え難いことであるかは、最近世間の注目を再び集めた重大殺人事件で、かつ本人が否認を貫き通している「自白なき裁判」で、決定的な物的証拠を欠き動機の解明もないまま、曖昧な目撃証言など状況証拠の積み重ねだけで、死刑判決が最高裁でも出されるにいたった和歌山毒物カレー事件を少しでも考えれば分かるのではないだろうか⁸⁾。実際に、裁判員裁判で一般市民である裁判員が選択を迫られるのは、一般に心理的負担が大きいと言われている「死刑」か「無期懲役」かという「苦渋の選択」ばかりでなく、「死刑」か「無罪」かという究極の「悪魔の選択」でもあり得るといふ厳然たる事実だ。そして、こうした懸念された事態は、後述する鹿児島での裁判員裁判ですでに現実のものとなっているのである。

最近の民主党・小沢一郎代表秘書逮捕事件を「総選挙を直前に控えた“国策捜査”ではないかとの疑念」を明言していることでも注目されている郷原信郎氏(桐蔭横浜大学法科大学院教授・弁護士)は、「裁判員制度は中世の魔女狩り」=保坂展人議員(当時)と郷原弁護士がトークライブで討議⁹⁾の中で、「米国の陪審制では被告人に裁判方式の選択権が与えられている上、一人でも反対していれば救済されることや、欧州の参審制では推薦によって参審員が選ばれるとともに、量刑については死刑が廃止されていること」などを挙げたうえで、「最近、アメリカでは死刑を求めることもあるが、多数決とは違い、歯止めを掛けている。日本の裁判員制度は証拠でなく、印象による“民衆裁判”になりかねず、第2の和歌山カレー事件や秋田児童殺害事件を生みかねない。そうなれば中世の魔女狩りと同じだ」と核心を突いた批判を行っている。つまり、裁判員制度は、司法への市民参加を同じ謳い文句にしながらも、市民のみが事実認定をする陪審員制度とは本質的に「似て非なるもの」なのである。

陪審員制度は従来の職業裁判官裁判への懐疑から生まれたものであり、被告人に裁判方式を選択する権利を認めている。職業裁判官とともに事実認定だけでなく量刑判断まで行うのが裁判員制度であり、被告人に選択の自由はない。裁判員と職業裁判官との間の圧倒的な知識・経験の差や公判

前手続きからの裁判員の排除などから、裁判員裁判が裁判官主導となり従来の職業裁判官裁判を補完・強化する結果を生むことは必至である。

このように見てくると、「国民参加による透明、公正で迅速な裁判と民主的な刑事司法の実現」を旗印に、日米両政府や法曹三者・官僚・財界によって上から強力で推進されてきた裁判員制度は、まさに（日弁連も当初求めていた）陪審制度とは似て非なるものであり、「国際的にも類を見ないモンスターみたいな制度」あるいは「世界に例のない野蛮な制度」（いづれも郷原氏の言葉）と言っても過言でないことが分かってくる。

さらに、裁判員制度では、「精密司法」から「核心司法」への転換の名の下に裁判の迅速化・期間短縮が何よりも優先され、裁判員の負担軽減のために事件の真実発見や裁判の公平性・正確性が犠牲にされる可能性があることは、全くの本末転倒であると言わざるを得ない。裁判員制度において、裁判員になる一般市民も裁判員裁判を受けることになる被告人も、それが選択できる権利ではなく義務・強制となっていることも大きな問題だ。この点に関連して、伊藤真氏（伊藤塾塾長・法学館憲法研究所所長）は、裁判員制度について「自分の意思とは無関係に裁判員に選ばれ、考えたくもない殺人現場を想像することを強いられたりします。死刑か否かの判断をせざるを得ない状況に置かれるかもしれません。これらの強制は憲法18条に違反する疑いが強く、また、真摯な内心的理由から裁判員になることを拒んでいる人にそれを強制することは、思想良心の自由を侵害する可能性（憲法19条違反 木村）もあります」と述べているが、その他にも、「裁判員は、客観的な証拠と被害者の主張とをしっかりと区別しなければ、公平な裁判所の裁判を受ける権利（37条1項）のみならず、無罪推定の原則（憲法31条）にすら反してしまいます」など、日本の裁判員制度にはさまざまな憲法上の問題があることを分かりやすく指摘している¹⁰⁾。また、大久保太郎氏（「裁判員法の廃止を求める会」代表代行・元東京高裁部総括判事）も、「裁判官の任命方法」（憲法80条1項）など、七つの事柄で違憲の疑いがあると主張している¹¹⁾。

以下、これまで述べてきたことを前提に、裁判員制度の本質的特徴をまとめてみる。

第一の点では、裁判員制度は、志布志事件や足利事件に見られるような冤罪や誤判を生じさせる現在の日本の刑事司法が抱える深刻な構造的欠陥(人質司法・代用監獄、自白獲得中心主義、別件逮捕勾留、高すぎる有罪率、判検交流による両者の癒着など)を必ずしも是正するものではなく、むしろ冤罪や誤判を増加させる恐れが強いとも言える。なぜなら、すでに導入されている非公開の公判前整理手続では、従来の弁護活動で用いられてきた無罪獲得の様々な手段や方法が使えなくなる一方で、それに代わる有効な方策・対抗手段も見つけにくいからである。

つまり、第1回公判が始まる前の段階で争点整理が強行される公判前整理手続では、被告人・弁護人側は原則的に初期段階でその全ての証拠の証拠調べ請求をさせられるが、その一方で検察側が握っている全ての証拠の完全開示を行う保障が必ずしもないため、結果的に被告人・弁護側の防御活動が著しく困難になることが予想される。

また裁判員制度では、裁判員の負担軽減のために裁判の迅速化が最優先され、事件の真実発見や裁判の公平性・正確性が犠牲にされる可能性がある。そして何より問題なのは、日本では先進国ではまれな死刑制度が存置されたままであり、その結果、裁判員裁判では冤罪・誤判による死刑判決の決定に多数決という形で一般市民が否応なく加担させられる場合もあり得るのである。まさに「世界に例のない野蛮な制度」(郷原信郎弁護士の言葉)と言えよう。

第二の点は、裁判員制度導入による国民意識の変化と社会体制の変容という、刑事司法の枠を越えた日本の民主主義と人権にかかわる問題である。2001年6月に小泉政権に提出された「司法制度改革審議会意見書」は、司法改革が「国民の統治客体意識から統治主体意識への転換」を促すものであるとしている。つまり、国民を刑事裁判における処罰作用・制裁行為という強権的統治に強制的に参加させて、治安の維持と社会の安全を担う国

家の責任ある統治主体へ作りかえることを最大の課題にしているのである。

被害者参加制度の導入と裁判員制度との組み合わせは、裁判員となる一般国民を被害者・検察官側に立たせて、現在の刑事司法の有罪推定と厳罰化の傾向に一層拍車をかける結果を生むおそれがある。

日本の裁判員制度は、被告人に選択肢を与えず強制的に選ばれて裁判員となる一般国民に処罰付の厳重な守秘義務を課すとともに、無実と判断した場合にも量刑判断に加担することをも強いるものである。報道被害を繰り返してきたメディアにも、「裁判員の予断排除」の名目から国民の知る権利を侵害する様々な報道規制が改めて浮上する可能性がある。

ここで、被告人の人権擁護という視点からみた裁判員制度および裁判員裁判の問題点をまとめると、下記ようになる。

第一は、被告人に裁判員裁判を選択する権利（拒否権）が最初から排除されていること。

第二は、裁判の迅速化・集中審理が目的化し、事件の真相究明や犯行の動機・背景の解明が後回しでおざなりになること。

第三は証人調べの不公平（公判前争点整理の結果） 例えば、最初の二つの裁判員裁判での証人は検察側の証人と被害者だけで被告人側の証人が一人も呼ばれていなかったこと。

第四は、被害者・遺族感情が法廷を支配し、検察側の求刑に近い重い量刑になったこと。

第五は、裁判員による量刑判断の困難さ 検察主導の厳罰化の傾向を強めること。

第六は、裁判員の守秘義務が裁判員裁判の検証を困難にしていること。

このように、裁判員制度および裁判員裁判では被告人が被る不利益が予想以上に大きいこと、被告人の権利が著しく侵害される事態が進行していることが明らかになりつつある。

3. 鹿児島高齢者夫婦殺害事件の裁判員裁判での 無罪判決と幻の死刑判決について

一昨年(2009年)6月に鹿児島市で高齢者夫婦が殺害された事件で、裁判員裁判で5例目の死刑求刑で初めての無罪判決が、昨年(2010年)12月10日に鹿児島地裁(平島正道裁判長)において強盗殺人などの罪に問われた白浜政広被告に対して言い渡された。この鹿児島での裁判員裁判は、完全否認事件で全国初の死刑求刑、公判日程が40日という異例の長さ、全国最多の裁判員選任辞退(295人中233人)など、昨年5月に裁判員制度が導入され8月に裁判員裁判が始まって以来、まさにその存在意義が問われる最初のケース・試金石ともなった。そこで、この公判開始前から全国的な注目を集めていた鹿児島での裁判員裁判を検証し、今後の裁判員制度のあり方を考えてみる¹²⁾。

本件では初公判から結審まで、検察側(無職白浜政広被告・71歳による金品目当ての凶悪な強盗殺人・住居侵入罪を主張)と弁護士・被告側(被告人は無実・潔白、顔見知りの怨恨による犯行と反論)は真っ向から対立している。特に自白も目撃者も無いなかで、数少ない物証とされた侵入口の脇に立て掛けられたガラス片にあった指紋や金品を物色したとされる整理ダンスの中の封筒に付着していた掌紋、侵入口の掃き出し窓から発見された細胞片でのDNA型鑑定的一致は「第三者(真犯人あるいは警察)」による証拠「捏造」と「偽装工作」の可能性があると弁護士・被告側の弁論内容はまさに衝撃的であった。

本件は完全否認事件でこれまでと違って事実認定自体が最大の争点で、しかも双方とも決定的な直接証拠を欠いているため、裁判員にとってその判断は非常に重く困難であった。本件で裁判員は、死刑が無期懲役かの苦渋の選択ではなく、死刑が無罪かの究極の選択を迫られた。密室での評議がどのように行われたのか、また、評決が裁判官3人と裁判員6人による

全員一致か多数決であったのかは、非公開で裁判員には罰則付きの厳格な守秘義務が課されているため不明である。結果的に無罪判決となったのは、検察側立証の信憑性に対する素朴な疑問（現金・通帳などが手つかずであったことや執拗かつ残虐な殺害方法から、強盗殺人ではなく怨恨による殺害が推察される）という形で「市民感覚」が反映されたという以上に、弁護士側の要請に応じて裁判員裁判初の現場検証を実施するなど、慎重かつ適切な訴訟指揮を行った裁判長の手腕に負うところが大きいのではないか。

筆者も、今回の無罪判決自体は基本的に妥当なものであったと考える。特に、「犯人と被告人との同一性についての検察官の主張は、もはや破綻したと評せざるを得ない」（判決要旨）と断定しているのはきわめて異例である。また、資料採取が行われるまでの警察の現場保存のずさんさや、検察官が被告人に有利な証拠開示をしなかった点を指摘して批判しているのは画期的であると高く評価できる。

ただその一方で、最大の疑問は弁護士・被告側の主張する「第三者（真犯人あるいは警察）」による証拠「捏造」と「偽装工作」という重大な犯罪行為の有無がほとんど検証されなかったことである。被告人の犯行であることを示す唯一の手がかりとされた指紋・掌紋と DNA 型の一致は、「転写、捏造が可能」で何らかの「偽装工作」があったとする弁護士側の主張に対して、判決要旨ではそれを否定して「現場に行ったことは一度もない」という被告人の供述を「嘘」と断定している。この点は、被告人が「現場には一度も行っていない」と一貫して否定している点と矛盾しており、肝心の DNA 型再鑑定が不可能になっている謎や真犯人の特定も含めてさらに真相が明らかにされる必要がある。

ここで注意すべきは、今回の無罪判決で顕在化されなかった重要な問題があることである。それは、別の言い方をすれば、もし死刑判決が出されていればどのような問題が顕在化していたであろうか、ということである。

これまでの裁判員裁判では主に量刑の判断が中心であったが、本件は全

面否認事件で事実認定自体が最大の鍵で、しかも双方とも決定的な直接証拠を欠いているため専門家でも意見が分かれるほど非常に困難なものであった。本件で裁判員は、1.被告人を犯人・有罪とするだけの十分な根拠があるか、という事実認定をまず行い、また有罪とした場合、2.死刑か無期懲役か、という量刑判断を行ったわけであるが、被告人が犯行を一貫して否認していたため、情状酌量の余地がないと判断され、死刑判決が出されるにいたった。本件で裁判員は、死刑か無期懲役かの苦渋の選択ではなく、死刑か無罪かの究極の選択(まさに「悪魔の選択」)を迫られたのである。密室での評議がどのように行われたのか、また有罪・死刑判決という評議が裁判官3人と裁判員6人による全員一致か多数決(裁判官最低1人を含む5人以上)であったのかは、非公開で裁判員には罰則付きの厳格な守秘義務が課されているため不明である。もし14日間行われた評議の中でも意見が一致せずに多数決で死刑判決がなされたとすればきわめて重大である。なぜなら、何人かの裁判員は、被告人が犯人である旨の「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の証明」は検察側の立証では不十分であり、「無罪推定」の原則から被告人は当然に無罪とすべきであると考えたと推定できるからである。

結審を傍聴した筆者自身も、捜査のずさんさだけでなく検察側の立証はきわめて粗雑であり、「無罪推定」の原則から無罪判決以外の結論はありえないという見方・立場であった。すなわち、今回の裁判において、被告人の犯行であることを示す直接証拠を欠いており(その唯一の手がかりとされた指紋・掌紋と細胞片・DNA型の一致は、「転写、捏造が可能」で間接証拠に過ぎない、またDNA型再鑑定が不可能になっていることも不可思議である)、自白・目撃証言もなく、状況証拠に関しても立証がきわめて不十分(たとえば、凶器と断定された金属片スコップから細胞片が発見されず、被告人の衣服や車から血痕が発見されていないこと、逃走経路も不明で、現場に残された足跡が被告人のものとは一致しないなど)である以上、「疑わしきは被告人の利益に」の基本原則が適用されるべきである

と解していたからである。

死刑求刑の裁判員裁判では初の無罪判決を、「健全な市民感覚」が反映された結果だとして、裁判員裁判における市民参加の「画期的な成果」であるかのような報道がなされているが、はたしてそうであろうか（少なくとも、これまでの裁判員裁判では「健全な市民感覚」がきわめて情緒的な「市民感情」となった事例が多かった）。裁判員裁判での評議が秘密で明らかにされないため、本当に無罪判決に「健全な市民感覚」が反映されたのかは検証のしようがないのが現実である。筆者自身はそうではなく、何と云っても、佐賀県で21年前に女性3人の他殺体が見つかった「北方事件」の控訴審で陪席として死刑求刑での無罪判決の審理にも加わった経験があり、今回の事件では裁判員裁判初の現場検証を行い、双方の緒言・証拠資料をバランスよく検証するなど、冷静かつ適切な訴訟指揮を行った平島正道裁判長の役割が大きかったと考えている。逆に言えば、裁判長自身の判断・評価によっては、最終結論は無罪判決ではなく死刑判決となってもおかしくなかった（もし裁判員6人のうち4人が無罪と主張しても、その他の裁判員2人と裁判官3人が有罪と主張すれば、被告が全面否認しているので、無期懲役とはならず死刑となった可能性が高い）と考えるからである。

本件のような職業的裁判官でも判断が分かれるような重大事件で、刑事裁判に全くの素人である一般国民から選ばれた裁判員が本当に正しい事実認定を行なうことができるのか、また死刑判決を最終的には単純多数決制で決するような評決のあり方が妥当であるかは大きな疑問である。なぜなら、そもそも単純多数決制と「無罪推定」原則とは根本的に矛盾していると考えられるからである。

それだけではない。検察側立証の信憑性への懐疑のなかには、弁護士・被告側の主張する「第三者（真犯人あるいは警察）」による証拠「捏造」と「偽装工作」という重大な犯罪行為の有無が検証されなかったことへの疑問も当然含まれている。

今回の鹿児島での高齢者夫婦殺害事件の裁判員裁判は、鹿児島地裁での無罪判決を不服として、検察側が控訴したため、上級審(高裁・最高裁)において再び争われることになった。フリージャーナリストの安岡徹氏は、検察側の控訴を「有罪立証できなかった捜査手続や起訴判断を反省すべきであったのに、その機会を自ら捨てた厚意」と強く批判し、「破たんした白濱さん犯人説と強盗殺人に固執しては真相を見失うのではないか」という重要な指摘を行っている¹³⁾。

筆書自身は、「犯人と被告人との同一性についての検察官の主張は、もはや破綻したと評せざるを得ない」という判決の趣旨要旨からして検察側は控訴を断念すべきであったと考える。もう一人のフリージャーナリストの栗野仁雄氏は、「検察は判断できない材料で、してはならない起訴をしたのだ」と検察の起訴そのものを否定し、今回の「“無罪判決は裁判員制度だからこそ”と見る向きも多いが、むしろ、裁判員裁判らしくない結論だろう」と評価しているが、筆者もまったく同感である¹⁴⁾。

また、これまで今回の事件を「鹿児島高齢者夫婦強盗殺人事件」と一貫して報道する一方で、無罪判決後は掌を返したように、検察・検察の捜査・立証姿勢を批判しているマスコミ関係者にも再考を求めたい。

ただそうしたマスコミ状況の中でも、注目すべき次の二つの記事があった。その一つは、無罪判決前に出された『南日本新聞』のウェブに掲載された宮下正昭記者の「求刑死刑と捜査」と題する記事¹⁵⁾で、もう一つは同じく無罪判決翌日の『南日本新聞』(2010年12月11日付)に掲載された五十嵐二葉弁護士「歴史に残る証金石」と題する記事である。前者は、「捜査は本当に十分なされたのだろうか。“難しい判断を求める”ことになったのは、鹿児島県警、鹿児島地検にもその責があるかもしれない。と言ったら、酷過ぎるだろうか」と捜査のあり方への根本的疑問を具体的に指摘している。後者は、今回の無罪判決を「刑事裁判の原則に従った判断をした」結果として評価するとともに、「真犯人を検挙する捜査に、直ちに着手すべき」とかなり踏み込んだ主張を行っている。いずれも核心を突

いた鋭い指摘・論評であり、捜査当局（警察・検察）の発表に過度に依存した報道とは違って、強い説得力がある。

この高齢者夫婦殺害事件はすでに裁判員制度からは離れて、従来の職業裁判官による裁判に委ねられることになったわけである。そこで、最終的に一審の裁判員裁判の結果と同じ無罪判決となるか、あるいは裁判員裁判の無罪判決を覆して逆転有罪判決となるか、最終結論は予想困難である。しかし、この高齢者夫婦殺害事件の裁判は、さまざまな致命的な欠陥を抱えた現行の裁判員制度の大幅な見直し（単純多数決制から全員一致制への評決方法の変更や被害者参加制度との切り離しなど）や、裁判員制度の廃止（あるいは条件付での陪審員制度への転換を含む）などこれからの裁判員制度のあり方に大きな影響をあたえるであろうことだけは確かであろう。

4. 裁判員制度の大幅見直し（廃止を含む）は喫緊の課題

国家統制強化の流れの中で何を選択するべきか

これまで裁判員制度導入をめぐる経緯や裁判員制度の問題点などについて検討してきたが、最後に、裁判員制度を多くの国民の反対の声を無視してまで導入・実施するにいたった国家の最大の狙い・目的についてあらためて検討を加えてみたい。

- 1) 裁判員制度の本当の狙いとは何か　法曹三者の思惑のズレが意味するもの
そもそも裁判員制度がなぜ出てきたのかと言えば、小泉政権による構造改革・規制緩和の一環としての司法改革の流れの中で裁判の迅速化という課題が、日本の産業・金融界の要請やアメリカの圧力などを背景にクローズアップされたこと、また日弁連（弁護士代表）や市民団体・労組代表から刑事裁判における公判手続きの形骸化と、それを克服する方策としての陪審員制度導入の必要性が指摘されたこと、さらに、それに対して裁判所（最高裁）・法務省（検察庁）が強く反対して限定的な参審制度を唱えて、

最終的には陪審員制度でも参審制度でもない裁判員制度という「甚だ中途半端なもの」が双方の安易かつ早急な妥協の結果生まれることになったという経緯があったという¹⁶⁾。

ここで重要なことは、日弁連(弁護士代表)、市民団体・労組代表と裁判所(最高裁)・法務省(検察庁)との間に、裁判員制度の意義・目的について大きな認識のギャップがあったということだ。つまり、日弁連(弁護士代表)や市民団体・労組代表の側は、「現在の日本の刑事司法は絶望的である(冤罪事件に典型的に見られるように、人質司法=代用監獄・自白の強制・調書裁判など問題が山積している)」、「こうした深刻な現状を打開するためにも国民の司法参加による協力が必要である」という考えであったのに対し、裁判所(最高裁)・法務省(検察庁)の側は、「現在の刑事司法に何ら特に大きな問題はない」「基本的な構造を大きく変える必要はないが、国民が司法参加を通じて治安の維持(社会の安全)についての責任・当事者意識を持つようになればより素晴らしいものとなる」という認識だったのである。

そのことを郷原信郎氏は、米国型の陪審制度の導入を求める日弁連とヨーロッパ型の参審制度にとどめたい裁判所・法務省が、その二つの制度の背景にある考え方の違いを十分認識しないまま両者を混ぜ合わせて妥協した結果、「世にも稀な国民の司法参加制度」ができあがった、と指摘している¹⁷⁾。

小泉政権に提出された「司法制度改革審議会意見書」(2001年6月12日)は、「我が国は、直面する困難な状況の中であって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。(省略)今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によって立つ基本理念の一つである“法の支配”の下に有機的に結び合わせようとするものであり、まさに“この国のかたち”の再構築に関わる一連の諸改革の“最後のかなめ”として位置付けられるべきものである」と指摘し、「このような諸改革は、国民の統治客体意識から統治主体意識への転換を

基底的前提とするとともに、そうした転換を促そうとするものである」と明確に述べている。また、刑事訴訟手続きへの国民の司法参加の意義を「司法への国民の主体的参加を得て、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため」とし、対象となる刑事事件について、「1. 対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすべきである。2. 公訴事実に対する被告人の認否による区別は設けないこととすべきである。3. 被告人が裁判官と裁判員で構成される裁判体による裁判を辞退することは、認めないこととすべきである」と命令調で断定している。

ここには、裁判員制度を導入する国家の最大の狙い・目的がまさに直接的な形で示されている。つまり、国民を刑事裁判における処罰作用・制裁行為という強権的統治に強制的に参加させて、治安の維持と社会の安全を担う国家の責任ある統治主体に作りかえることを最大の課題にしているということだ。すでに述べたように、日本の裁判員制度は、死刑制度や代用監獄・自白獲得中心主義、別件逮捕勾留、あまりにも高すぎる有罪率、中央集権的に管理統制された裁判官制度（裁判官の官僚統制）、判事検察交流による有罪志向・治安維持的な考え方をもち裁判官が増加している現実など、多くの深刻な問題点を残したまま導入されたばかりでなく、被告人に選択肢を与えず強制的に選ばれて裁判員となる一般国民に処罰付の厳重な守秘義務を課すとともに、無実と判断した場合にも量刑判断（死刑か無期かの「究極の選択」を含む）に加担することを強いられることになったわけである。このような裁判員制度は、有事法制の一環としてすでに導入されている「国民保護法制（計画）」と同じく、国家統制の強化、すなわち戦争国家・警察国家への道をひたすらに歩み始めている現代日本の「新たな国造り」に向けた、国民総動員のための重要な道具の一つとして機能する可能性があると言えるのではないだろうか。

その意味で、裁判員候補者への呼び出し状（「裁判員候補者名簿記載通知書」）が「現代版赤紙」と言われているのも、「今回の裁判員制度は、実は、ナチスドイツに占領されていたフランスの“参審制度”にそっくりだ。

最高裁が発行しているフランスへの調査報告書でも明らかにされている。60年以上も前の、いわば“ナチスの参審制度”というべきものを、“裁判員制度”と名前を変えて導入しようとする国家権力の狡猾さと恐ろしさを知ってほしい」との指摘(「保坂展人のどこどこ日記」より)も決して大げさではない。いずれにしても、日弁連の「今回の法改正で、公判前整理手続が導入され、弁護人の活動により、捜査側の手持ち証拠が広範囲に開示されることになりました。再審開始決定された“布川事件”のような冤罪事件で問題になった捜査側の証拠隠しの防止のためには大きい改善であり、裁判の充実にも良い結果をもたらしています」(前出の緊急声明より)という認識・現状評価は余りにも楽観的すぎると言わざるを得ない。

2) 裁判員制度の非公開性と国家によるメディア規制・言論統制の「罨」

これまでに触れられなかったもう一つの重大な問題は、こうした国家統制の強まりの中での裁判員制度の導入が、すでに浸透しつつあるメディア規制・言論統制のさらなる強化・拡大のきっかけになるのではないかという懸念・危険性である。日本の犯罪・事件報道の特色として、被疑者の逮捕前後(あるいは参考人の事情聴取の段階)から取材・報道を集中し(メディア・スクラム=集団的過熱取材・報道)、その多くが捜査当局(警察・検察)のリーク情報に依存した裏付け調査を欠いた伝聞・憶測情報(その多くが誤報・虚報)で、その結果、被疑者を犯人視・有罪視するという重大な構造的欠陥を持っていることは否めない。そしてその結果、メディアが垂れ流す根拠の乏しい情報に多くの国民が振り回されるばかりでなく、裁判官の心証にも悪い影響を与えて大きな弊害(報道被害や冤罪・誤判など)を生んでいる。

裁判員制度では殺人、強盗、強姦など重大な刑事事件だけをもっぱら扱うことになっており、従来通りのセンセーショナルな報道(過剰報道・偏向報道)が続けられるならば、多くの裁判員や一部の裁判官の印象・心証の形成にメディアが流す情報が大きな影響を与えて、裁判自体がその内

容・結果を左右されることにもなりかねない。そこで、裁判員制度が導入されるにあたって従来の犯罪・事件報道のあり方を全般的に見直す動きが進んだ結果、報道機関のなかにも自主的にこれまでの取材・報道のあり方を反省して、被疑者・被告や裁判員に一定の配慮をした報道マニュアル（ガイドライン）を作成して報道被害やえん罪・誤判などの防止策に取り組むなど、目に見える改善・改革を行ったプラスの効果が一部で生まれたことは事実だ。

しかし、実はここには重大な落とし穴とも言える問題が含まれていた。というのは、犯罪・事件報道の見直しという新しい動きを最初に促したのは最高裁・国家の側であったからだ。裁判員法案のたたき台には、裁判員に事件に関する予断や偏見を与えないために、裁判員への接触禁止、偏見を生じさせない報道への配慮など取材・報道を規制する条項・規定も盛り込まれていた。しかし日本新聞協会などが、「裁判員経験者から感想や提言を聞くことは必要であり、またそうした報道規定は恣意的な運用を導いて、憲法で保障された表現の自由を制限し、国民の知る権利に応えられなくなる恐れが大きい」として強く反発して最終的には削除されることになったという経緯がある。

結局、今回の裁判員裁判実施では反対意見が強く出された報道規定は見送られることになったが、国家権力による言論・表現の自由への介入という重大なメディア規制・言論統制の動きがあった、という事実にも最大限の注意を向ける必要がある。これに関連して、【マスコミ倫理懇談会全国協議会】第51回全国大会（2007年9月27日）で、最高裁判事局の平木正洋・総括参事官が、現在の報道のあり方を問い、裁判員に予断を与える可能性として次の6項目を提示している¹⁸⁾。

- (1) 容疑者が自白していることや自白の内容を報じる
- (2) 容疑者の弁解に「矛盾がある」「不合理だ」と指摘する
- (3) DNA 鑑定結果などの証拠を報道する
- (4) 容疑者の前科・前歴を伝える

- (5) 容疑者の生い立ちや対人関係を報じる
- (6) 有罪を前提にした有識者や専門家のコメントを掲載する

この発言には、犯罪報道のあり方を考える上で傾聴すべき点も述べられているが、平木参事官自身も「法律で規制するのは良くないと思う」と語っているように、もしこうした問題を公権力による法的規制で行うならば大問題になる。

また、この裁判員制度とメディア規制という問題は、現時点ですべて解決済みであるとは決して言えない。なぜなら、裁判員制度には3年後の制度見直し規定があるので、今後の裁判員裁判の報道のあり方次第で再び国家の側から過剰・偏向報道を理由にした、メディア規制・言論統制の動きが浮上する可能性がきわめて高いと思われるからだ。

この問題を、裁判員を生涯にわたって拘束する厳格な守秘義務や、裁判員が参加しない非公開の公判前整理手続き、最近の続出する死刑判決と「迅速な」死刑執行に見られる厳罰化の傾向、被害者参加制度の導入と裁判員制度の一体化などと重ね合わせて考えれば、裁判員制度が実現を目指すと言われる「開かれた司法」「公平な裁判」どころか、それとは逆行する「閉鎖的な司法」「魔女狩り裁判」となる危険性を大いに秘めていたと言わざるを得ない。

そのことを、表現の自由やメディア規制を専門とする田島泰彦教授(上智大学)は、「裁判員制度は守秘義務と報道規制でがんじがらめになっており、本来の目的とされた“市民参加により開かれた司法をつくる”との理念とは完全に逆行している」「ここまで厳しい守秘義務を課す背景には、司法当局がこれまで通りの閉鎖的な司法を正当化するために、裁判員制度を利用しているとも考えられる」「一般市民である裁判員を守らなければならないとの口実で、さまざまな守秘義務を課したり、メディアとの接触を制限したりするのは、結局司法当局が本当の意味で開かれた司法など実現する気がないことの反映だ」と指摘している¹⁹⁾。

特に、その田島教授とのインタビューの中での、「現行の裁判員制度で

は、広範かつ厳格な守秘義務が裁判員自身と報道機関に課されているため（報道機関側は司法当局との話し合いの結果、自主規制という形はとっているが）、仮に制度に重大な問題があっても、その情報を社会が共有することができない。そのため問題が改善されないまま、永続してしまう仕組みになっているのだ」という裁判員制度の非公開性を鋭く突いたビデオジャーナリスト・神保哲生氏の重要な指摘（同上）も注目される。

また、多くの報道被害を取り扱ってられる梓澤和幸弁護士（インターネット新聞 NPJ 代表）も、「裁判員が参加する公判廷が開始する前に公判前（整理）手続きで、かなり勝負がついてしまう」「そうであれば、この手続きもまた被告人の運命を左右する公権力作用であるから、公開によって市民の監視にさらされるべきだ」と述べて、公判前手続きの非公開性を明確に批判している。さらに、「公判前手続きが硬直した非公開のままで行われるならば、（省略）その闇をこじ開けようとして、被告弁護側が重要な証拠を裁判支援の集会で人々に示したり、記者などに内容を話したり、コピーを見せたりすれば、被告弁護団と一般の市民、メディアの前に、公判前手続きの非公開と開示された証拠の裁判目的外使用を禁止する刑罰と強制捜査の壁が立ち足るようになるであろう」と強く警鐘を鳴らしている²⁰⁾。

裁判員制度が開始されるにあたって筆者が恐れたのは、メディアがこれまで通りの過剰・偏向報道を繰り返し、被害者参加制度も加わって、裁判員裁判自体が非常に感情的な情緒に支配された「魔女狩り裁判」「刑事裁判のワイドショー化」になるのではないかということ、またそれ以上に、その結果としてメディアの過剰・偏向報道（あるいは禁じられている裁判員への過剰な接近・取材などによる裁判の隠された事実の獲得・暴露）がクローズアップされて問題視され、再びメディア規制の条項が国家権力によって1年半後に迫った裁判員制度見直しの最重点事項の一つとして市民の圧倒的的支持を得る形で実現されるのではないかという懸念である。こうした懸念は、裁判員制度導入からすでに1年半が経過した現在、ますます

切実な問題となっている。

いずれにしても、裁判員制度の秘密主義的性格をめぐって生じるかもしれないさまざまな問題を私たちはこれからも注目して監視していく必要がある。

3) 陪審員制度の復活に向けて何が出来るか 裁判員制度施行を受けて

最後に、裁判員制度に対する総合的な評価とこれからの対応策について考えてみたい。

結論的に言えば、これまでも述べてきたことから分かるように、あまりにも問題の多い裁判員制度を凍結・廃止し、それに代わるものとして、陪審員制度の復活・実現をめざすべきであるというのが筆者の基本的立場である。こうした選択を行うことは主権者である国民の権利であり、裁判員制度の致命的な欠陥が明らかとなったいまの時点で、その主体的意思によって裁判員制度を廃止することは、それが施行されて1年半が経過した現在においても決して不可能でも手遅れでもないと思うからである。また、「裁判官の官僚統制を廃止するためには、どうしても陪審制度が必要である」²¹⁾という指摘もされているように、現在の日本の刑事司法の絶望的な状況を根本から変革するためには、国民による司法参加による真の民主化につながる陪審員制度を復活・実現する他にはない(ただし、弁護士同席を含む全面可視化の実現や代用監獄・死刑制度の廃止など、現在の刑事司法の多くの問題点を改善することが陪審員制度の導入・実施に当たっての前提条件となる)と考えるから²²⁾。

ここで、私の現時点での裁判員制度についての基本的立場を整理すれば、下記の通りである。

【根本的対策】

1. 裁判員制度の凍結・廃止と陪審員制度の復活・実現
2. 死刑制度の廃止(それに代わる終身刑導入にも基本的に反対)

3. 自白獲得中心主義の全面的見直し，人質司法の禁止と代用監獄の廃止
4. 捜査・取り調べの全面可視化（被疑者・参考人段階からの全面的な録音・録画と弁護士の同席）の実現
5. 起訴便宜主義（起訴裁量主義）・起訴独占主義の見直しと検察審査会の改革・再編
6. 判検交流（＝裁判所と検察庁の「癒着の構造」）の見直し・廃止
7. 法曹一元制度（日弁連などは弁護士を一定年数経験した者の中から裁判官を選び出す制度）の実現 裁判官の供給源の多様化・多元化
8. 司法官僚（法務省・最高裁事務局）による裁判官への不当な支配・差別体制の全面的見直し 裁判官の任命手続きの見直し，裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）などによる裁判官の独立性の完全な保障と官僚司法制度の弊害の克服（法務・司法官僚の不当な圧力・統制支配からの解放）

【応急・代替措置】

1. 被告人に裁判員裁判が従来の職業裁判官による裁判かを選ぶ権利を保障する
2. 捜査・取り調べの全面可視化（被疑者・参考人段階からの全面的な録音・録画）の実現
3. 国民が「思想・良心の自由」によって裁判員になることを辞退する権利を保障する
4. 死刑判決は多数決ではなく全員一致にする
5. 裁判員の守秘義務の大幅緩和（罰則規定の撤廃，判決後の発言は基本的に拘束しない）
6. 公判前手続きの公開を基本原則にする（公判前手続きと公判を担当する裁判官は分ける）
7. 裁判員と裁判官の構成比を，現在の6対3から9対3，あるいは6対2に変更する
8. 強姦事件を裁判員裁判の対象から外す

9. 被害者参加制度と裁判員制度を切り離す
10. 検察側の上訴権を禁止する(特に、無罪判決の場合)
11. 人質司法の禁止と自白偏重主義(捜査)の見直し
12. (冤罪を救済する妨げになる) 検察証拠の使用制限の撤廃, 手持ち証拠の全部開示, 違法収集証拠の排除
13. 冤罪の温床となっている代用監獄の廃止(「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の改正)
14. 検察官面前調書(検面調書)の証拠能力に関する規定の見直し(特に、冤罪の温床になっている検面調書の特信性を認めた刑事訴訟法321条1項2号の削除)
15. 検死(死因の究明)体制の整備
16. 報道評議会の設置とプレスオンブズマン制度の導入(起訴前の捜査段階までの匿名報道原則の採用, 警察・検察のリーク情報, 特に自白情報の遺漏・報道の制限・禁止)

ここで誤解のないように、次の2点だけは一言触れておきたい。その一つであるが、筆者は裁判員制度にメリットが一切ないと言っているわけではない。確かに、刑事手続き上これまでに実現できなかった改善、例えば、保釈や無罪率の向上、証拠開示の面での一定の前進、さらに一般市民の刑事司法・裁判への関心の高まりなど裁判員制度導入にともなってプラスの効果が出てきていることも事実だ。しかし、本質的な問題は、たとえそのような改善・プラスの効果があったとしても、実際には失うものの方がはるかに大きく、裁判員制度が持っている根本的な欠陥を克服することは到底無理ではないかということである。特に、冤罪や誤判が生じてからでは取り返しのつかないことになるのではないかということでもある。すでに述べた和歌山カレー毒物事件では、最高裁が上告棄却した結果、林真須美被告の死刑が2010年5月20日に確定しており、もしこの事件が冤罪で裁判員裁判の対象であったらと考えるとゾッとするというのは筆者だけではな

いと思う。それは、裁判員になった一般国民が被告人を無実だと確信して無罪という決断を下したとしても、多数決で有罪判決となった場合には、死刑が無期かという極刑を科す量刑判断に否応なく参加させられることになり、のちにそれが誤りであったことが万が一でも（というのは、冤罪であることが判明する可能性が限りなく少なくなることが予測されるという理由から）分かった場合には、無実の人を自分が殺すことに加担したという贖罪感・呵責を一生抱えて過ごさなければならないことを意味しているからだ。その意味で、私たちは、次の林真須美被告の話に、謙虚にかつ先入観をもたずに耳を傾ける必要がある。

「最高裁判決があったが、わたしは犯人ではない。カレー事件には全く関係しておらず、真犯人は別にいる。すべての証拠がこんなにも薄弱で、犯罪の証明がないにもかかわらず、どうして死刑にならなければならないのか。もうすぐ裁判員制度が始まるが、同制度でも死刑になるのだろうか。無実のわたしが、国家の誤った裁判によって命を奪われることが悔しくてならない。一男三女の母親として、この冤罪（えんざい）を晴らすため、これからも渾身（こんしん）の努力をしていきたい。」²³⁾

もう一つの点は、筆者は、素人である一般国民に裁判・司法に参加させることが能力的にも経験的にも無理である、という観点から裁判員制度人反対しているわけではないということである。裁判員制度に反対する人々の中にはそうした考え方をする人がいることは残念ながら事実だ。最高裁の当初の立場や公権力の介入によるメディア規制を声だかに唱える人々にもそのような認識・評価が散見される。例えば、司法制度改革審議会委員でもあった作家の曾野綾子氏の「裁判制度が発足するというが、まだこんなことができると考えている人がいる。素人もいっしょに判決が出せるなら、なぜ大学の法科に受かるのも、司法試験に通るのも、あんなにむずかしくなければならないのか。そんな難関を通った玄人とずぶの素人が、ど

うして一緒に仕事ができると思うのか。どの世界でも、玄人と素人の間には師弟関係こそあれ、平等でないのが原則だ」という発言が典型的だが、その発言に前出の裁判員制度に反対の論陣を張っている大久保太郎氏が、「国民の多くは、このような良識人の声に、きつとうなずいていると思います」と全面的に賛同しているのも驚きだ²⁴⁾。

しかし、こうした考え方は明らかに国民蔑視の間違った見方である。筆者自身は、国民の司法参加によって現在の職業裁判官(多くの場合、検察側に同調して有罪志向になりがち)による刑事司法を健全な方向に変えることは可能だと思っているばかりでなく、司法の民主化のためには陪審員制度がそのもっとも適切な参加形態・システムであると考えている(もちろん、すでに指摘されているような様々な問題点を改善・克服した上で、という条件付の導入賛成であることは言うまでもない)。

裁判員制度についての筆者の当初からの疑問は、国民の司法参加あるいは裁判へ民意を反映させることを考えるならば、なぜ最初に導入されるのが、刑事裁判で、しかも死刑か無期かを争うような重大事件のみなのか、というものだった。この疑問に、作家の高村薫氏が次のように明確に答えていたのが注目される。

「裁判員制度なるものが民意を裁判に反映させるために導入されるのであれば、なぜ死刑か無期かを争うような刑事裁判から始まるのだろうか。(中略)民意を広く社会常識ととらえるなら、それを活かすところは、加害者も被害者も個人である刑事事件ではなく、むしろ公害訴訟や薬害訴訟、あるいは近年増加している労働訴訟や行政訴訟のほうだろうと思う。(中略)結局、ほんとうに私たちの民意が活かされるべき民事裁判が閉ざされたままであるのは、国と司法と官庁が、ここだけは国民に触れさせないとして死守しているからにほかならない。」²⁵⁾

裁判員制度にはこれまでに触れた以外にも多くの問題が山積している。

例えば、強盗強姦など裁判制度の対象となる性犯罪事件とプライバシーをめぐる問題もその一つである²⁶⁾。これらの問題にどう立ち向かうかは、これからの日本の民主主義と人権のあり方を左右する決定的に大きな問題であると言っても過言ではない。また、そのような重大かつ深刻な問題を事前に排除・封殺するようなやり方で裁判員制度が決定・実施されたことには大いに問題があると言わねばならない²⁷⁾。

また、もう一つの問題として、裁判員制度導入前から懸念されていたように、実際に、これまで実施された裁判員裁判ではいずれも検察側求刑に近い形で判決が出ており、厳罰化の傾向が顕著にあらわれる結果となっている。青森地裁の性犯罪裁判員裁判では、検察側求刑懲役15年と同じ判決になった。従来の法曹的感覚ではおよそ求刑の8割、懲役12年前後が「相場」と考えられてきたことを考えると被告人側には極めて厳しい判決が出たといえよう。この裁判でより問題だと思われるのは、この裁判を担当した弁護士が「国民の考えが反映された判決だと受け止めている」とコメントしたことだ。この裁判以外でも、本来被告人の人権を守るべき弁護士側から、厳罰化傾向に向かう裁判員裁判を積極的に評価する声が上がっている。刑事弁護士は被告の基本的人権の擁護に努めなければならないというのは刑事司法の原点である。本来被告人の人権を守るべき弁護士側から、このような声が上がること自体がまさに異常事態といえよう。何故、被告人の人権を守るべき日弁連がこのような問題の多い裁判員制度および裁判員裁判を推進することになったのか、また被告人の弁護権が危機に瀕している現状になぜ疑問・批判の声を弁護士側（日弁連）が上げないのかがいままに問われている。

また、裁判員裁判をめぐる報道では、裁判員の体験、負担、審理期間の短さ、守秘義務などには触れられているものはあるが、公判前争点整理や被害者参加制度などを含めた、被告人の権利侵害や弁護人の不利な立場に言及した批判的論評がほとんど見当たらなかったのも大きな問題である。何より重大なのは、裁判員裁判の手続き自体に不正や不法行為があった場

合、とりわけ評議中に不正行為が起きたとしても罰則付き守秘義務によってそのことが隠蔽されることである。こうしたことから分かるように、裁判員制度は、秘密主義・強制主義の色彩がきわめて濃いものである。有事法制の一環としてすでに導入されている国民保護計画と同じく、国家統制を日ごとに強めつつある現代日本の「新たな国造り」に向けた、国民総動員のための重要な道具の一つとして機能する可能性が強いという声も上がっている。裁判員制度と徴兵制との共通点に注目する視点から、裁判員候補者通知書が「現代版赤紙」と呼ばれるのも、そうした懸念があるからであろう。行政による司法の支配強化によって三権分立という民主主義の根幹が脅かされ、人権侵害が多く分野で拡大するという事態も十分に予想される。

既成事実の重さに圧倒されて思考停止に陥るのではなく、この裁判員制度が持つ危険な本質に真正面から向き合うことがいまこそ一人ひとりの国民に求められている。裁判員制度の凍結・廃止と(既存の刑事司法が持つ多くの制度的欠陥を是正した後での)陪審制の復活・実現は今からでも遅くはない。

すでに、「裁判員法は憲法違反」と訴えて弁護人が不適用申し立てを行い、違憲判断を求める動きが出ている。強盗致傷罪で東京地裁に起訴された男性被告(43)の弁護人を務める川村理弁護士は9月1日、地裁に対し「裁判員法は、裁判員らに対する基本的人権や、被告の防御権を侵害し憲法違反だ」として、裁判員裁判を適用せず、裁判官3人で審理するよう申し立てたこと、東京地裁側は「裁判所の判断は判決で示す」と話していることを明らかにした。さらに川村弁護士は、申立書で「裁判員は氏名などが公表されず判決に署名もしない。憲法が保障する『公平な裁判所』とはいえない」と主張。さらに「国民に対し、威嚇付きで裁判参加を義務づけ、思想や良心の自由など、基本的人権を侵害している」などと訴えている²⁸⁾。

2009年の8・30総選挙で戦後初めての本格的な政権交代が実現したが、その結果として成立した民主党を中心とする鳩山政権、そしてその後を継

いだ菅政権とも、取り調べの全面可視化の実現や裁判員制度・死刑制度の根本的見直しといった当初の基本方針・立場から大幅に後退しつつある。私たち市民は、こうした現状を厳しく批判・監視すると同時に、今後、そうした司法改革の見直しの可能性、特に1年半後に行われることになっている裁判員制度の見直しが「公正な裁判を保障するための被告人の人権擁護」に本当につながる制度改革であったのかどうかを真摯に検証すると同時に、その廃止・凍結を含めた大胆かつ大幅な見直しを行うことが喫緊の課題となっている。高山俊吉弁護士らを中心とする多くの人々が主張しているように、裁判員裁判に該当する事件は毎年2000件余り発生しているがそのうち1000件以上が積み残しとなっていること、裁判員選任手続きに呼び出された候補者で欠席する者が続出しているにもかかわらず裁判員法に定められた過料を科せられた人は1人もいないという事実など、「裁判員制度はすでに破綻している」とも言って良い驚くべき実態があることを私たちは直視しなければならない²⁹⁾。その意味で、裁判員制度の長所とそれを支持する声ばかりを一方的に報道し、裁判員制度の本質的欠陥や現在の破綻状況を一切伝えようとしない大手マスコミの責任はあまりにも大きいと言わねばならない。

「地獄への道は善意で敷きつめられている」とも言われるが、未来の世代に取り返しのつかない巨大な負の遺産を残すようなことは決してあってはならない³⁰⁾。私たち市民一人ひとりがこの裁判員制度や死刑制度を自分自身の問題としてとらえ、いま何ができるのか常に問いながら真剣に取り組んでいく必要があるのではないだろうか。

1) 関岡英之著『拒否できない日本 アメリカの日本改造が進んでいる』文春新書、2004年、を参照。

2) 日弁連の裁判員制度への対応について、次の二人の弁護士はそれぞれの立場から、かなり異なった評価をしている。裁判員制度の制度設計にも関わった伊藤和子弁護士は、裁判員制度施行後に出された著書の中で、「無罪推定」原則が形骸化し構造的に冤罪が再生産される状況を変えることができなかつた経緯を説明した後で、「この刑事裁判の構造を変えるには、内部からの努力では不可能。もっと外から普通の人が入って帰るしか、裁判所

の現状を変革することはできない」という結論にいたったと述べている(伊藤和子・寺中誠『裁判員と死刑制度 日本の刑事司法を考える』新泉社,2010年,21~22頁)。

また,元日弁連会長で重慶大爆撃訴訟弁護団団長を務めた故土屋公献弁護士は,「検察官が権力を行使して収集した証拠の開示を自ら拒み得る現状,つまり被告人に有利な証拠の隠匿を許す現状,代用監獄(警察の留置場)という密室の中で行われる自白強要,その自白に基づく検事調書の証拠能力の認容,事実を争う被告人に保釈を認めず長期勾留を続ける“人質司法”,証拠と事実認定との結びつきの説明を要しない判決書,無実を主張することを反省の不足として量刑を重くする実状等々弊害は枚挙に遑がない」と具体的事例を挙げて,えん罪を生み誤判の温床にもなっている「現在の救いがたい危機にある刑事訴訟制度とその運用状況」を指摘するとともに,こうした惨憺たる現状を改善する努力をしていたはずの日弁連が,「代用監獄の廃止,取り調べへの弁護人の立ち会い,取り調べ状況の録音又はビデオの開示,自白調書の証拠能力の否定即ち自白法則(任意性のない自白を排除すべきこと)の徹底,検察官手持証拠全部開示,権利保釈の徹底(人質司法の廃止),判決理由の明確化等々」の司法改革が「どれ一つ実現しないまま,裁判員制度に逃げ込んだことを痛烈に批判している(土屋公献・石松竹雄・伊佐千尋編著『えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて』現代人文社,2007年,2~3頁)。

- 3) 『朝日新聞』2001年10月22日付。
- 4) 平成12年9月12日開催第三〇回司法制度改革審議会議事添付資料「国民の司法参加に関する裁判所の意見」最高裁判所より抜粋。
- 5) 五十嵐二葉「裁判員制度への官僚と国民の見方」『日本の科学者』2009年7月号,11頁。
- 6) 『読売新聞』2008年5月21日付,特集「あなたの裁判員」を参照。
- 7) 土屋公献・石松竹雄・伊佐千尋編著『えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて』現代人文社(2007年)の第2章「公判前整理手続はえん罪を増加させる」を参照。
- 8) 例えば,『冤罪 FILE』2009年6月号の特集を参照。
- 9) PJ(パブリック・ジャーナリスト)ニュース,2009年5月9日。
- 10) JICL「中高生のための憲法教室 第44回 裁判員制度」,を参照。
- 11) 池内ひろ美氏との共著『裁判員! 話が違うじゃないですか 国民に知らされない裁判員制度の「不都合な真実」』小学館101新書(2009年4月)を参照。
- 12) 『熊本日日新聞』2010年12月11日付に掲載された拙稿「制度見直しへ問題提起」を参照。
なお,筆者は,11月17日の鹿児島地裁での結審に786人中52人の割合の抽選で傍聴券を運よく当てて傍聴することができた。
- 13) 安岡徹「鹿児島高齢者夫婦殺害事件 主文,無罪。死の淵から生還したその瞬間!」『冤罪 FILE』2011年2月号,25頁。これに関連して,水島朝穂氏(早稲田大学)が,かなり早い段階で,「裁判員制度発足以来,最大の事件が始まった」と位置づけ,「4日の公判では,被害者と親族間で遺産相続をめぐる争いがあり,また,特定の親族との間で,被害者宅のレース鳩の鳴き声や糞をめぐる対立があったことなどが証言された。被害者のうちの夫の方がアルコール依存症で入院歴があり,以前はかなり酒癖が悪く,周囲との関係がよくなかったことも証言された」との重要な指摘を行っているのが注目される(「死刑か無罪か 鹿児島裁判員裁判」『今週の直言』2010年11月8日付 <http://www.asaho>。

com/jpn/bkno/2010/1108.html 》

- 14) 粟野仁雄「究極の裁判員裁判 ずさん捜査を指摘した鹿児島夫婦殺害無罪判決」『自然と人間』2011年2月号、8頁。また、粟野氏の記事の中で、この事件で弁護人を務めた野平康博弁護士が、「一審が第三者の存在の可能性を認定したからには、検察はこの可能性をゼロとする証拠を出してこなくてはならない。それでは不可能でしょう」とインタビューに答えているが、重要な指摘である（同記事、8頁）。
鹿児島での裁判員裁判を傍聴してきた五十嵐二葉弁護士は、今回の無罪判決を、2002年4月14日に起きた大阪母子殺人事件で死刑を事実誤認で破棄・差戻した最高裁判決との関連で評価しながらも、「被告の現場所在を認めることで、検察控訴を招き入れる入り口を設けているような判決構造」だと批判もしている。そして、裁判員裁判でも無罪判決に対する検察官控訴が4分の3と多く、従来の裁判と同様に被告人に不利な判決が出される可能性が高いことを述べた上で、裁判員裁判での判決、特に無罪判決に対する検察官控訴を廃止する方向での見直しを強く提起している（「裁判員判決への検察控訴」『法と民主主義』2011年1月号を参照）。筆者もこうした五十嵐弁護士の主張に基本的に同意できる。
- 15) 2010年12月4日付のウェブサイト「どげんけ？ 鹿児島」の「求刑死刑と捜査」<http://373news.com/modules/nmblog/response.php?aid=273> を参照。また、「人権と報道・連絡会」世話人の山口正紀氏は、宮下記者の試みを「捜査をチェックし、問題点を伝えていく」モデルとして高く評価している（「無罪判決前の操作批判記事 鹿児島の夫婦殺害事件」『週刊金曜日』2010年12月24日号）。そして宮下記者は、検察側の控訴についても、「もし新たな証拠が出てくるなら別だが、同じ証拠で今度はプロの裁判官だけに判断してもらい、有罪判決（死刑？）を得ようというのだろうか。としたら、市民の感覚で刑事裁判を裁くために設けた裁判員裁判は何だったのだろうか」と疑問を呈している（「“推定無罪”への挑戦？」2011年1月27日の「どげんけ？ 鹿児島」<http://373news.com/modules/nmblog/response.php?aid=292>）
- 16) 前掲『えん罪を生む裁判員制度』の第4章「えん罪をつくらせられる裁判員」を参照。
- 17) 『思考停止社会 「遵守」に蝕まれる日本』講談社現代新書（2009年2月）の第4章「司法への市民参加をめぐる思考停止」を参照。
- 18) 『西日本新聞』2007年10月7日付。
- 19) 『「開かれた司法」と逆行する裁判員制度」ビデオジャーナリスト神保哲生、を参照。
- 20) 田島教授との共編著『裁判員制度と知る権利』現代書館（2009年2月）を参照。
- 21) 前掲『えん罪を生む裁判員制度』、118頁。
- 22) 例えば、佐伯千仍氏の「陪審裁判の復活のために」、前掲『えん罪を生む裁判員制度』所収、および『陪審裁判の復活』第一法規出版（1997年1月）を参照。
- 23) 『産経新聞』2009年4月21日付、を参照。
- 24) 前掲『裁判長！ 話が違うじゃないですか』108～109頁を参照。
- 25) 『東京新聞』2008年5月14日付、を参照。
- 26) 「犯罪被害者名も裁判員候補に開示、情報流出懸念の声」『読売新聞』2009年5月6日付、を参照。
- 27) 国民に裁判員制度の本当の姿・真実を知らせようとしない国家のやり方は、すでに裁判

員制度をめぐる「やらせ」タウンミーティングの問題でも明らかになっている(『毎日新聞』2006年12月14日付を参照)。

- 28) 「北海道新聞」2009年9月1日付。
29) 『バトローネ』2011年1月号, 25頁, や『裁判員制度はいらない! 大運動』の機関誌『裁判員制度はいらない! 全国情報』(創刊号~16号)およびHP <http://no-saiban-in.org/>を参照。
30) 2009(平成21)年9月25日に満86歳で逝去された故土屋公献弁護士(元日弁連会長)は、筆者にも謹呈していただいた最後の御著書『弁護士魂』現代人文社(2008年10月, 134頁)の中で、次のように語られている。

「今、導入を目前にしている裁判員制度というのは、根本は官僚裁判制度である。国民の司法参加という美名の下に、官僚裁判官を擁護するために国民を利用するだけのものしかない。陪審員制度などとはまったく違って、真の意味の国民参加とはほど遠い。冤罪を何とかふせがなければいけないというのが、刑事訴訟法の基本的な理念としてある。しかし、今進められている裁判員制度は、むしろますます冤罪を生む危険性が大きい。とくに量刑までも裁判員の意見を取り入れるとなると、やはり結果的には被害者側の感情に支配され、仇討ちの考え方に走って量刑も重くなるだろう。」

私たちは、裁判員制度が導入されてから1年半が過ぎた今こそ、この土屋先生が残された言葉の重さを想起すべきではないだろうか。

参考・関連文献

- 浅野健一著『裁判員と「犯罪報道の犯罪」』昭和堂, 2009年
梓澤和幸・田島泰彦共編著『裁判員制度と知る権利』現代書館, 2009年
粟野仁雄「究極の裁判員裁判 ずさん捜査を指摘した鹿児島夫婦殺害無罪判決」
『自然と人間』2011年2月号
五十嵐二葉「裁判員制度への官僚と国民の見方」『日本の科学者』2009年7月号
伊藤和子・寺中誠『裁判員と死刑制度 日本の刑事司法を考える』新泉社, 2010年
井上 薫著『つぶせ! 裁判員制度』新潮新書, 2008年
井上 薫・門田隆将共著『激突! 裁判員制度 裁判員制度は司法を滅ぼす vs 官僚裁判官が本を滅ぼす』ワック, 2009年
『冤罪 FILE』2009年6月号の特集
大久保太郎・池内ひろ美氏共著『裁判長! 話が違うじゃないですか 国民に知らされない裁判員制度の「不都合な真実」』小学館101新書, 2009年
小田中聰樹著『裁判員制度を批判する』花伝社, 2008年
拙稿「裁判員制 潜む危うさ 推定無罪は守られるのか 強制参加, 統治側に加担へ」(『朝日新聞(九州・沖縄版)』2009年7月10日付の夕刊/11日付朝刊)

拙稿「鹿児島老夫婦殺害事件で無罪判決 裁判員裁判見直しの契機になるか」『パトローネ』2011年1月号

郷原信郎著『思考停止社会 「遵守」に蝕まれる日本』講談社現代新書, 2009年

『週刊金曜日』2010年12月24日号「人権とメディア」欄での山口正紀氏の記事「無罪判決前の捜査批判 鹿児島の夫婦殺害事件」

高山俊吉著『裁判員制度はいらない』講談社, 2006年

『裁判員制度はいらない』講談社+ 文庫, 2009年

田中克人著『殺人犯を裁けますか? 裁判員制度の問題点』駒草出版, 2007年

土屋公献・石松竹雄・伊佐千尋編著『えん罪を生む裁判員制度 陪審裁判の復活に向けて』現代人文社, 2007年

西野喜一著『裁判員制度の正体』講談社現代新書, 2007年

安岡徹「鹿児島高齢者夫婦殺害事件 主文, 無罪。死の淵から生還したその瞬間!」『冤罪 FILE』2011年2月号

山口正紀著『壊憲 翼賛報道』現代人文社, 2008年